

京葉瓦斯株式会社 定 款

1926年12月26日 制 定
2025年 3月27日 最終改正

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、京葉瓦斯株式会社と称する。

(本店)

第 2 条 当会社は、本店を千葉県市川市に置く。

(目的)

第 3 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ガス事業
2. ガス副産物の製造、加工及び販売
3. 熱供給事業
4. 電気供給事業
5. 天然ガスの採取及び売買
6. 再生可能エネルギーに関する事業
7. ガス機器・厨房設備機器・給排水設備機器・空調設備機器及び住宅設備機器の製作、販売、賃貸、設置、修理、保守及び管理
8. 土木・建築・電気・管工事及び機械器具設置工事に関する設計、監理及び施工
9. 液化石油ガス・水素・圧縮天然ガス等高圧ガスの製造、輸送及び販売
10. 環境保全のための大気汚染防止装置・水質汚濁防止装置・廃棄物処理装置の設計、製作及び販売並びに土壌の再生処理に関する事業
11. 不動産の売買、賃貸借及び管理
12. 地域開発に関する事業
13. 総合リース業
14. 飲食店業
15. 各種計量器の検針業務並びに各種料金の収納及び管理業務の受託
16. コンタクトセンターの運営、各種講習会等の企画・運営及び一般事務作業の受託

17. 労働者派遣業及び有料職業紹介業
18. 警備業法に基づく警備業並びに防犯・防災機器の販売及び賃貸
19. 古物営業法に基づく古物商
20. 市場調査の受託及び情報提供のサービス
21. 野菜、花卉及び観葉植物の生産及び販売
22. 生活関連サービスに関する事業及び事業者向け各種サービスに関する事業
23. 前各号に関する調査、研究及びコンサルティング業
24. 前各号に付帯関連する一切の事業

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 億 2 千万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるとき又は欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、17名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(顧問及び相談役)

第29条 当会社は、取締役会の決議により顧問、相談役各若干名を置くことができる。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（員数）

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

（選任方法）

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会規程）

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(改正履歴)

1926年12月26日	制定	1992年	3月27日	改正	
1936年12月28日	改正	1994年	3月30日	改正	
1939年	6月23日	改正	1998年	3月27日	改正
1940年	6月26日	改正	2000年	3月30日	改正
1940年12月23日	改正	2002年	3月28日	改正	
1941年	6月26日	改正	2003年	3月27日	改正
1945年12月26日	改正	2004年	3月26日	改正	
1946年	3月14日	改正	2006年	3月30日	改正
1946年11月28日	改正	2007年	3月28日	改正	
1948年	8月20日	改正	2009年	3月27日	改正
1948年12月28日	改正	2015年	3月27日	改正	
1949年	4月 7日	改正	2017年	3月29日	改正
1950年	8月28日	改正	2018年	3月28日	改正
1951年11月 5日	改正	2018年	7月 1日	改正	
1954年	2月18日	改正	2019年	3月27日	改正
1955年	2月28日	改正	2022年	3月29日	改正
1958年	2月28日	改正	2025年	1月 1日	改正
1961年	2月25日	改正	2025年	3月27日	改正
1961年	8月25日	改正			
1963年	2月27日	改正			
1965年	2月26日	改正			
1969年	8月28日	改正			
1970年	8月29日	改正			
1975年	2月28日	改正			
1982年	3月29日	改正			
1985年	3月29日	改正			